

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 7 月 17 日（金）第 737 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課取扱い) 1
○土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第441号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時
要届出区域として指定する。

令和 8 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 形質変更時要届出区域
始良市加治木町木田字岩下2500番1の一部及び2507番3の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有
害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

鹿児島県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 8 年 6 月 22 日付けで
笠野原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第443号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定
により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて
縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
五郎ヶ岡1地区	次に掲げる標柱の1号から18号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と18号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（指宿市西方字輪内境3247番1及び3247番2並びに字輪内平3251番3、3251番4及び3251番5を除く。） 標柱 標柱の所在地 1号 指宿市西方字輪内境3246番5

	2号	指宿市西方字輪内境3227番 1
	3号	指宿市西方字輪内境3225番
	4号	指宿市西方字坂口3320番 2
	5号	指宿市西方字輪内平3251番 2
	6号	指宿市西方字輪内平3257番 1
	7号	指宿市西方字輪内平3257番 2
	8号	指宿市西方字輪内平3257番 3
	9号 10号	指宿市東方字輪内平11023番
	11号	指宿市東方字輪内11018番11
	12号	指宿市東方字輪内11018番13
	13号	指宿市東方字輪内11018番14
	14号	指宿市東方字輪内11018番15
	15号 16号	指宿市東方字輪内11017番
	17号 18号	指宿市西方字輪内境3246番 1